

第7号(1)様式(調査研究事業)

外交・安全保障調査研究事業費補助金  
補助事業実績報告書

※本報告書のほか、事業成果をアピールする資料(パワーポイントや動画等自由書式。最大3枚/3分程度)を提出すること。

(※当該資料は、単なる活動報告にしないこと。事業の新規性、研究成果によって得られた新たな知見及びそれに基づく政府へのアウトプット・提言等、事業成果について記載すること。)

1. 基本情報	
事業者名	
事業区分・テーマ	調査研究事業D：海洋をめぐる問題
事業名及び事業概要	海洋秩序構築の多面的展開——海洋「世論」の創成と拡大に向けて <b>事業概要：</b> 中国の積極的な海洋進出に伴う既存の海洋秩序の動揺に対して、国際社会が有効に対処しきれていない中、従来のいわゆる「国際法アプローチ」に加え、「沿岸国の能力構築支援」、「海洋経済連携」、「海洋グローバル・イシューへの取組」などの新たな切り口から、国際的な海洋「世論」の醸成——海洋秩序維持への自発的協力を促すインセンティブの共有——に向けたわが国及び国際社会全体にとって望ましい海洋空間創出の糸口を探る。
事業実施期間	※下記の期間から1つを選択し「○」を記入 ( ) 1年間 ( 年度) ( ) 2年間 ( 年度～ 年度)(うち 年目) (○) 3年間(2020年度～2022年度)(うち3年目)

## 2 事業の成果（アウトカム）

評価要綱3の項目につき、以下①、②の自己評価を記載すること（分量は自由）。

（※ 活動実績の詳細や定量的実績は下記「3-1」～「4-2」の欄に記載すること。）

① どのように取り組み、どのような成果があったか（工夫を凝らした点、前年度の事業から改善した点を含む）。

② どの部分につき進展・成果が不十分であったか。その原因、次年度での改善方法。

### （1）補助事業の成果

（基礎的情報収集・調査研究）

他の類似事業と比べて新規性があったか。研究成果により新たな知見が得られたか。

- ① これまで国際社会は、中国をはじめとする新興国の積極的な海洋進出などに対して、国際法などの観点から「これはやってはいけない」という違法性を主張することに終始してきた。しかし、それを主張し続けても聞き入れない国はあるわけであり、ではそれにどう対処するのか、短絡的に軍事的アプローチなどの思考に走るのではなく、どの国もルールを守らざるを得ない、つまりルールを守ることにインセンティブがある国際的な海洋世論を創設することを検討することが必要である。ではそれをどう進めるのかについて明らかにしようとしているのが本事業の大きな特徴であり、ほかの類似の事業にはない新規性である。具体的には、次の点に注力しながら、本事業を進めた。第一に、国際法の立場から問題を指摘するだけでなく、海洋問題を全体的にとらえるために能力支援アプローチに注目すること、第二に、海洋は境界線を定めることが困難であるため、経済的な利益を確保するために海洋管理をどのように行えば良いのか検討すること、第三に、全人類的な問題である環境問題等に関して、どう対処すべきか検討すること、である。そしてこれらの点に注力しながら、本事業では、海洋問題において強制ではなく非強制的（自発的）なルール順守の方法を見出し、多面的に、海洋問題に関する国際的な海洋世論形成を如何に進めるのかについて、その方策を探るべく実施した。

これらの目的を達成するために、本事業の1年目および2年目の活動の成果を踏まえつつ新たな知見を得るべく、「定例研究会合」を実施した。定例研究会合では、海洋問題における多方面にわたる分野の第一人者を外部講師として招くなどし、「SDGsと海洋：海洋プラスチック問題」、「グレーゾーン事態への対処、日本の課題」、「南シナ

海問題の解剖学 ASEAN（諸国）を中心に、「東シナ海における漁業の現状と展望」等の分野において、それぞれ最新の国際状況を踏まえた上で、日本がイニチアチブを取りながら如何なる国際世論創成の可能性があるのかどうかについて協議を行った。これらによって、本事業の1、2年目に網羅していなかった地域の専門家や分野などについて専門家から聴取することで新たな知見を得て、また各研究メンバーからこれまでの調査・研究成果の報告を受けるなどし、取りまとめる成果の精緻化をすることができた。

さらに各「定例研究会」には、広く各省庁また企業から現役の実務者の方々がゲスト参加しており、それらの方々からのメンバーの報告に対するコメントなども受け、これらによって本調査・研究内容が実際の外交政策と乖離せずに、その内容の精緻化をすることができた。特に企業では詳細な現地の実情など多くの情報をもっており、それが本事業のメンバーが持つ長いタイムスパンの分析結果などを組み合わせることで、双方にとって新たな海洋問題への理解につながっている。さらに、報告者の報告要旨など「定例研究会合」の成果は、後述のとおりホームページや機関誌などで公開している。これらに対して一般読者からのコメントが届くなどしており、本事業の実施が、情報収集・調査分析能力を強化・向上はもちろんのこと、事業テーマの海洋を巡る国際を世論の醸成しようとする努力に対するオールジャパンの体制構築のきっかけとなり始めている。こうした点は、日本の各界、各層との連携、日本国民の外交・安全保障問題に関する理解増進にも大いに寄与することができた。以上、本事業により、当方の情報収集・調査分析能力を強化・向上させ、かつそれらの成果をしかるべく全世界に発信することができた。

以上の事業の成果、また1～2年度目の成果も踏まえながら、各メンバーがコメンタリー（論考）を執筆し、さらにルールを守ることにインセンティブがある国際的な海洋世論をどのように創設することができるのか、またそのための日本の戦略的指針は何かについて政策提言を取り纏めることができた。これにより、本事業の当初からの目的を一定程度達成することができた。なお、コメンタリーや政策提言の内容については、後述のとおりである。

- ② 本事業は、他の類似事業と比べて新規性があり、かつ研究成果により新たな知見を得て、それをコメンタリーや政策提言として発表することにより、外交に資する政策志向の研究を十二分になすことができた。またその過程で、国内外の外交関係者との交流も深化させているが、まだまだ十分ということはなく、さらに拡大していくべきで

あろう。

(諸外国シンクタンク・有識者との連携の強化)

研究過程における外国シンクタンク・有識者等（在日の有識者、外交官、外国メディア関係者を含む）との定期的な討論や共同研究等を通じ、諸外国の視点を取り入れた調査研究や、日本の立場や見解に関する外国シンクタンク・有識者等による理解の増進に取り組んでいるか。

- (※ 活動内容のみではなく、外国シンクタンク・有識者との連携がどれほど、どのよう

に深められたかを総括的に記載すること。)

- ① 本事業では、諸外国シンクタンク・有識者との討論等として、諸外国シンクタンク・有識者との討論等として、駐日ミクロネシア大使館との「ヒアリング」会合、台湾のシンクタンク「台湾日本研究院」と共催による「日台座談会」、ベトナム外交学院との「JFIR—DAV ラウンドテーブルミーティング」、また在京各国大使館関係者を招いての「Security Dialogue」などを開催した。

駐日ミクロネシア大使館との「ヒアリング」会合では、本事業で焦点を当てている内容の一つである海洋をめぐる太平洋島嶼国の状況を理解するために、駐日ミクロネシア大使館を訪問して、ジョン・フリッツ大使などと率直な意見交換を行った。意見交換により、太平洋島嶼国にとって、単に島サミットなどの大きな枠組みによって政治的な議論を進めること以上に、機能的な協力を欲していること、特に日本の地方ではその土地ごとの様々な課題に対する取り組みが行われているが、太平洋島嶼国も同じような課題を抱えており、地方と交流することでその解決策を探りたい、といった要望があることが理解できた。台湾のシンクタンク「台湾日本研究院」と共催による「日台座談会」では伊藤剛主査が台湾の同院を訪ねて、東シナ海などに関する海洋にセミナーを開催した。

「台湾日本研究院」は、昨年設立されたばかりの新しいシンクタンクであるが、台湾において日本研究を行う若手研究者が相対的に少なくなっているなかで、今後台湾による対日政策に大きな影響力をもつことが見込まれる機関であり、日本で先鞭をつけて同院と連携を深めたことは、日本と台湾との関係において大変意義があった。なお、先方機関からは今後の定期的な交流の場を開いていくことの提案を受けており、一層の関係強化につながった。ベトナム外交学院との「JFIR—DAV ラウンドテーブルミーティング」では、ベトナム外交学院代表团と東京にて対面で南シナ海情勢、海洋秩序などについて忌憚のない協議を行った。本会合にて、ベトナムを代表するシンクタンクである同学院と

の間で、単なる顔合わせでなく重厚な意見交換を行い、相互信頼を高めることができた。今後定期的に意見交換を行っていくことも確認され、一層の関係強化につながった。

在京各国大使館関係者を招いての「Security Dialogue」は、案内も含めて使用言語は英語のみとし、また形式は対面式のみで、毎回、日本側の専門家がまず問題提起としてその都度の重要テーマについて報告を行い、残りは座談会や立食形式による情報交換などを行った。毎回、大使をはじめ様々な立場の大使館関係者の参加を得て実施することができた。参加者へ聴取したところによると、日本国内では多くの会合が開催されているが、どれも日英の同時通訳であったり、日本語のみによる開催であり、案内など広報はされていても見落としてしまったり、また日本語で話されているものを同時通訳を通して聴いても必ずしも正確でない場合があり、参加へのハードルが高く、また参加しても十分な議論ができない場合があるとのことであった。本「Security Dialogue」は、大使館関係者にとって参加のハードルが低く、かつ有益な議論が行われるため、会を重ねるごとに幅広い参加者を得るだけでなく、固定の参加者も増え、在京大使館とシンクタンクによるプラットフォームの構築につなげることができた。この会合で、各国の最新の情報を得るだけでなく、日本の主張を各国に展開することにも大いに寄与することができた。このように工夫して会合を実施することで、これまで得られなかった新たな成果を得ることができた。

また本事業の成果を国内外に広く公開し、かつ国内外からの有益なフィードバックを受け取るため、日本、中国、オーストラリア、フィリピン、インドネシアからなる海洋国際法、国際政治、海洋環境などの専門家をパネリストに、オンラインによる公開国際シンポジウム「JFIR 国際シンポジウム：アジアにおける海洋秩序構築の多面的展開」を開催した。シンポジウムは、英語による事前の広報なども十分に行い、多くの海外からの視聴者も得ることができた。海洋に関する国際シンポジウムでは、それぞれの国の主張を言い合うだけに終始しがちであるが、前述のように本事業はインセンティブがある国際的な海洋世論をいかに創設するかというアプローチをとっているため、中国、ASEAN、豪州からなるパネリストであっても、忌憚なく建設的な議論を行うことに成功した。なおこれらを実現できたのは、当フォーラムが長年にわたり中国、ASEAN などをはじめとするインド太平洋諸国のシンクタンク・有識者との間で真摯に協議を積み重ね、相互信頼の関係を築いていたことも影響している。またこうした積極的な対話を継続していることで、新たな参加者が加わり、かつメディアなどを通じてその活動が各国に一層広がって

おり、結果としてそれがより良質な協議を行い、関係の深化やあらたな関係の構築にもつながっている。こうして研究交流を行うことで、日本の主張を参加者を通じて各国の政策決定者にも伝えることができている。

他に、本事業の伊藤剛主査が、台湾、ハワイ、オーストラリアを訪れ、現地研究機関主査のワークショップへの登壇、有識者との意見交換などを重ねてきたが、これによって新たな知見を得るとともに、日本の主張を広めることにも寄与できた。

- ② 前述のとおり、本事業の進展に必要な諸外国シンクタンク・有識者等との連携強化は十二分になされている。今後、相手側が主催するシンポジウムなどに派遣する機会をより増やすことができれば、さらなる関係の構築などの可能性を広げることができる。

(日本の主張の世界への積極的発信と国際世論形成への参画)

- インターネットによる広報やセミナー・シンポジウムの実施・参加等を通じ、日本の主張の国際社会への発信が積極的になされたか。その結果として国際世論の形成に参画することができたか。
- (※活動内容のみではなく、どのような発信が、どのように国際世論の形成への参画につながったかを総括的に記載すること。)

①本事業では、日本の主張の世界への積極的発信と国際世論形成への参画に向けて、「日本語、英語による論考の発表」、日英両言語による「政策提言「海洋秩序構築の多面的展開-海洋『世論』の創成と拡大に向けて-」発表、「日本語・英語ホームページおよびメールマガジン、機関誌『日本国際フォーラム』による事業成果の公開・発信」、「セミナーなどに対する海外シンクタンクにおける公開・発信」を実施した。「日本語、英語による論考の発表」では、前述のセミナーや国際シンポジウムの開催、また海外のセミナー、シンポジウムへ参加、またその成果の発信によって、日本の主張の世界への積極的発信と国際世論形成への参画に寄与している。そのほかに、前述の定例研究会合などを含めた当方事業の成果を取りまとめるとともに、研究メンバーにより計10本のコメンタリー(論考)を執筆し、ホームページにて公開するとともに、メールマガジンなどでも配信した。さらにそれらを英訳して、英語ホームページや英語メールマガジンなどでも配信し、国民の外交・安全保障問題に関する理解増進とともに、日本の主張の世界への積極的発信と国際世論形成への参画に寄与した。また本事業の成果を踏まえて、海洋問題において強制ではなく非強制的(自発的)なルール順守の方法を見出し、多面的に、海洋問題に関する国際的な海洋世論形成を如何に進め

るのかについて、最終的な政策提言を取り纏め、ホームページに公開するなどして広く世の中に発表した。さらにそれらを英訳して、英語ホームページなどでも発表し、国民の外交・安全保障問題に関する理解増進とともに、日本の主張の世界への積極的発信と国際世論形成への参画に寄与した。

「日本語・英語ホームページおよびメールマガジン、機関誌『日本国際フォーラム』による事業成果の公開・発信」では、当フォーラムは本事業の活動成果を問うフォーラムのホームページに特設ページを開設して公開し、また日本語・英語メールマガジン、機関紙『日本国際フォーラム会報』にて広く世の中に公開・発信を行い、国民の外交・安全保障問題に関する理解増進とともに、日本の主張の世界への積極的発信と国際世論形成への参画に寄与した。

「共催したセミナーなどに対する海外シンクタンクにおける公開・発信」では、本事業で実施した国際シンポジウムなどは、海外側参加者の SNS などでも広く公開され、発信されている。このように、これらの会合における日本側からの発言などが国際的に紹介されることで、日本の主張の世界への発信とともに、日本の主張の拡散、また対日政策にも影響を及ぼすことに寄与している。

このように本事業では、本事業で実施した情報収集・調査分析の成果として、各メンバーが日本語、英語にてコメントリーを執筆し、後述で記載のとおりホームページや各種の広報を通じて適切に全世界に向けて発信を行った。また、それら当方主体の広報だけでなく、セミナー・シンポジウムなどを開催することで、それらの成果は相手側の各種媒体でも公開・発信されており、諸外国の視点を取り入れつつ日本の立場や見解を諸外国カウンターパートに深く理解させることにも寄与している。これらの成果から、本事業は日本の主張の世界への積極的発信と国際世論形成への参画に寄与している。

②前述のように、積極的な対外発信を行っているが、他方でそれらは主に文章が中心であり、動画配信なども積極的に実施していくことの重要性も認識している。今後は、文章のみならず、動画なども多用して、視覚的により多くの方に成果広報ができるように努めることが必要であろう。

(国民の外交・安全保障問題に関する理解増進)

インターネットによる広報やセミナー・シンポジウムの実施・参加等を通じ、国民の外交・安全保障に関する理解増進に取り組んだか。また、その反響があったか。

(※活動内容のみではなく、どのような活動がどう国民の理解を増進したのか、どのよう

な反響があったかを総括的に記載すること。)

①本事業では、国民の外交・安全保障問題に関する理解増進に向けて、当方のホームページに本事業特設ページ (<https://www.jfir.or.jp/studygroup/sg2/>) を設置している。本特設ページでは、冒頭で事業の目的を端的に説明し、以降「メンバー構成」、「本研究会の紹介」、「コメンタリー」、「活動日誌」、「研究会報告」などの項目に分けて事業成果を掲載している。「メンバー構成」では、事業にかかわる体制をわかりやすく掲載している。「コメンタリー」では、これまで各メンバーが執筆したコメンタリー（論考）を日付、タイトルなどとともに一覧にして掲載し、それぞれの論考をスムーズに閲覧できるようにしている。「活動日誌」および「報告」では、事業で実施した研究会合、セミナー、シンポジウムなどの主な活動を時系列に写真付きで一覧にし、さらにそれら会合で発表された講演内容やプレゼン資料などを掲載している。ほかに研究メンバーによって執筆された「コメンタリー」（論考）は、日本語だけでなく、英語版も作成し、それらは英語版ホームページの本事業特設ページ (<https://www.jfir.or.jp/en/studygroup/sg0/>) で公開している。また、それら当フォーラム特設ページの更新内容については、それぞれ全世界約1万人の登録者に隔月で配信している日本語メールマガジンの『メルマガ日本国際フォーラム』、英語メールマガジンの『JFIR E-Letter』、また日本国内のオピニオン・リーダー等約3,000人に配布されている『日本国際フォーラム会報』などでも紹介し、発信している。これら隔月ごとの定期的な日英両言語の情報発信によって、ホームページの更新だけでは見落とされがちな情報更新についても、広く認知させることにつながり、戦略的な発信を行うことができた。また、それらはすべて広報責任者のもと確実に実施することができた。これらによって、国民の外交・安全保障問題に関する理解増進だけでなく、日本の主張の世界への積極的発信と国際世論形成への参画に大いに寄与することができた。さらには、国内、海外における有識者、研究機関に一層当方の活動が認知され、各種の共同研究の依頼を受けるなど、国内外のネットワークの構築にもつながった。またこれによって、これまで当方の活動を認識していなかった国内外の方々に当方が認知され、例えばメールマガジン購読者数の増加につながり、さらに各種の共同研究の依頼を受けるなど、当方機関の強化だけでなく、国内研究者の活躍の場を広げることに大いに寄与することができた。また主催した国際シンポジウムの案内などは、当フォーラムの日英のホームページおよびメールマガジンの他、国際安全保障学会、アジア政経学会をはじめとする学会や団体などでも告知を行った。こうした活動、特に英語での告知によって、英語圏からも多数の視聴者が参加し、かつこれまで当方の会合には参加していなかつ

た新たな参加者が加わるなどしており、今後の当方の活動成果をさらに国内外に広めることになった。これらによって、国民の外交・安全保障問題に関する理解増進だけでなく、日本の主張の世界への積極的発信と国際世論形成への参画に大いに寄与することができた。

②前述のように、積極的な対外発信を行っているが、他方でそれらは主に文章が中心であり、動画配信なども積極的に実施していくことの重要性も認識している。今後は、文章のみならず、動画なども多用して、視覚的により多くの方に成果広報ができるように努めることが必要であろう。

## (2) 補助事業の実施体制及び実施方法

- 若手、女性、地方在住研究者を積極的に登用しているか。若手研究者の育成（英語による発信力の強化を含む。）に取り組んでいるか。

① 本所用の研究メンバーの内訳をみると、全体で 23 名のところ、うち若手研究者数 7 名（全体の 58%）、うち女性研究者数 2 名（全体の 17%）、うち首都圏以外の研究者数 7 名（全体の 58%）であり、この数値だけみても、類似の事業よりも積極的に若手、女性、地方在住研究者を登用していることがわかる。若手研究者の育成においては、前述の在京大使館関係者を対象にした「Security Dialogue」において、複数の若手研究者が登壇、報告などを行い、参加した若手研究者の英語による発信強化に努めることができた。

② 若手、地方、女性研究者を積極的に登用してはいるが、まだまだ若手研究者の育成、女性研究者の登用を行っていくことが必要である。

- 外務省等の関係部局とのコミュニケーションを構築し、政策立案上のニーズを把握し、それを踏まえて効果的にアウトプット・政策提言を行ったか。

① 各「定例研究会」には外務省はじめ、広く各省庁などから現役の実務者の方々がゲスト参加しており、それらの方々からのコメントなどを受け、本調査・研究内容が実際の外交政策と乖離せず、その内容の精緻化を図ることができた。そして、同じく前述のとおり、本事業は公開シンポジウム、またメンバーによる「コメンタリー」（論考）、さらに政策提言の発表を行い、効果的なアウトプットを行うことができた。

② 例えば外務省関係者のみを対象とした会合などももっと開催する必要がある。

## (3) 補助金の使用

● 補助金は効果的・効率的に使用されているか。

- ① 当初予定されていた中国からの招聘を、新型コロナウイルス感染の影響から実施することができなかった。このような状況に鑑み、各種のオンライン会合、また論考の執筆を拡大するなどし、補助金を適切に必要なところに投入することで、結果的により一層の事業成果を得ることができた。
- ② 特段の改善点はないが、今後も補助金の適切かつ効率的な使用、経理フローの円滑化に努めたい。

● 補助金の適正な執行・管理のために十分な体制がとられたか（管理者による予算全体の配分・管理、支出の適正性を判断する担当者と実際の支出を承認する担当者の区分等）。

- ① 当フォーラムは、理事長を長として、総務・経理部門と研究部門に分かれて事業を実施しており、予算全体の配分・管理、支出の適正性については、理事長、総務主幹、研究主幹で常時執行状況を確認しながら協議し、適宜顧問公認会計士の相談を経て判断している。支出の金額や単価のチェック、支出の承認・振込は事務局長が理事長の確認を経て行う。
- ② 今年度は電子決裁システムを導入し、かつ事務局長を補佐する専門の経理担当の事務局員を配置し、予算執行の簡素化・効率化を図りつつ明確な会計管理体制の整備に努めた。同時に、電子決裁システムと他システムとの連続性等の課題（支出金額や振込対象の正誤の確認にかかる時間は短いとは言えない）もあり、引き続き改善に努めたい。

### 3-1 事業の実施状況・成果

※以下のカテゴリーに沿って、具体的な実施状況（日時、場所、参加者/参加人数、テーマ、調査、議論や対外発信の概要、成果等）について記載すること。（分量自由）

## 1. 基礎的情報収集・調査研究

本事業では、基礎的情報収集・調査研究として、研究メンバーおよび外部専門家、省庁関係者、また企業関係者などによるゲストをお招きして、本事業テーマに基づいて報告および議論を行う「定例研究会合」を4回実施した。

また本事業では、諸外国シンクタンク・有識者との討論等として、1回の「ヒアリング」会合、2回のセミナー、また在京大使館関係者を対象として5回の「Security Dialogue」を実施した。

さらに、伊藤剛主査を台湾、ハワイ、オーストラリアへ派遣し、台湾で4回、ハワイで9回、オーストラリアで9回、それぞれ現地の研究機関が主催するセミナーへの登壇やヒアリング会合などを実施した。

そしてそれらの調査研究を実施した成果として、各メンバーがコメンタリー（論考）を執筆し、かつ英訳を行い、ホームページなどを通じて広く公開した。

また、そこで得られた知見を踏まえて、政策提言を取り纏め、発表した。かつそれらの実績を『JFIR Report：海洋秩序の多面的展開』に取りまとめで発行した。

以上の内容の詳細は以下のとおりである。なお、これらの会合の概要などは当フォーラム・ホームページの本事業特設ページ（<https://www.jfir.or.jp/studygroup/sg2/>）にて掲載し、公開している。

### 【定例研究会合】

#### 第1回定例研究会合

●日時、場所：2022年8月23日、19時～21時、日本国際フォーラム会議室及びオンライン形式

●議題：小島道一・ジェトロ・アジア経済研究所新領域研究センター上席主任研究員による報告、自由討議等

●参加者：伊藤 剛 JFIR 理事・上席研究員／明治大学教授  
坂元 茂樹 神戸大学名誉教授  
石川 智士 東海大学教授  
合田 浩之 東海大学教授  
小森 雄太 笹川平和財団海洋政策研究所研究員  
西谷真規子 神戸大学准教授  
山田 吉彦 東海大学教授  
渡邊 敦 笹川平和財団海洋政策研究所主任研究員  
渡辺 紫乃 上智大学教授  
菊池 誉名 JFIR 理事・主任研究員  
佐藤 光 JFIR 特任研究助手など19名



Michikazu Kojima

●協議概要：小島道一ジェトロ・アジア経済研究所新領域研究センター上席主任研究員より

「SDGs と海洋：海洋プラスチック問題」をテーマに報告が行われ、その後、出席者との間で自由討論がなされた。

- メモ URL: [https://www.jfir.or.jp/studygroup\\_article/9111/](https://www.jfir.or.jp/studygroup_article/9111/)

## 第2回定例研究会合

- 日時、場所：2022年9月2日、16時～18時、日本国際フォーラム会議室及びオンライン形式

- 議題：鶴田順・明治学院大学准教による報告、自由討議など

- 参加者：伊藤 剛 JFIR 理事・研究顧問／明治大学教授  
石川 智士 東海大学教授  
合田 浩之 東海大学教授  
小森 雄太 笹川平和財団海洋政策研究所研究員  
山田 吉彦 東海大学教授  
渡邊 敦 笹川平和財団海洋政策研究所主任研究員  
菊池 誉名 JFIR 理事・主任研究員  
佐藤 光 JFIR 特任研究助手など 18 名

- 協議概要：鶴田順・明治学院大学准教より「いわゆるグレーゾーン事態への対処、日本の課題」をテーマに報告が行われ、その後、出席者との間で自由討論がなされた。

- メモ URL: [https://www.jfir.or.jp/studygroup\\_article/9113/](https://www.jfir.or.jp/studygroup_article/9113/)



## 第3回定例研究会合

- 日時、場所：2022年9月29日、9時半～11時半、日本国際フォーラム会議室及びオンライン形式

- 議題：庄司智孝・防衛研究所地域研究部アジア・アフリカ研究室長による報告、自由討議など

- 参加者：伊藤 剛 JFIR 理事・上席研究員／明治大学教授  
坂元 茂樹 神戸大学名誉教授  
石川 智士 東海大学教授  
合田 浩之 東海大学教授  
小森 雄太 笹川平和財団海洋政策研究所研究員  
西谷真規子 神戸大学准教授  
山田 吉彦 東海大学教授  
渡邊 敦 笹川平和財団海洋政策研究所主任研究員  
渡辺 紫乃 上智大学教授  
菊池 誉名 JFIR 理事・主任研究員  
佐藤 光 JFIR 特任研究助手など 25 名

- 協議概要：庄司智孝・防衛研究所地域研究部アジア・アフリカ研究室長より「南シナ海問題の解剖学 ASEAN（諸国）を中心に」をテーマに報告が行われ、その後、出席者との間で自由討論がなされた。

- メモ URL: [https://www.jfir.or.jp/studygroup\\_article/9115/](https://www.jfir.or.jp/studygroup_article/9115/)



## 第4回定例研究会合

●日時、場所：2022年10月19日（水）18:00～20:00、日本国際フォーラム会議室およびオンライン（ZOOM）

●議題：佐々木貴文・北海道大学大学院水産科学研究院准教授による報告、自由討議

●参加者：伊藤 剛 JFIR 理事・上席研究員／明治大学教授

石川 智士 東海大学教授

合田 浩之 東海大学教授

小森 雄太 笹川平和財団海洋政策研究所研究員

西谷真規子 神戸大学准教授

山田 吉彦 東海大学教授

渡邊 敦 笹川平和財団海洋政策研究所主任研究員

渡辺 紫乃 上智大学教授

菊池 誉名 JFIR 理事・主任研究員

佐藤 光 JFIR 特任研究助手などなど 23 名

●協議概要：

外部講師の佐々木准教授より「東シナ海における漁業の現状と展望」と題して報告を受け、自由討議を行った。

●メモ URL：[https://www.jfir.or.jp/studygroup\\_article/9167/](https://www.jfir.or.jp/studygroup_article/9167/)



## 【海外シンクタンク・有識者とのセミナー・意見交換会】

本分科会では、諸外国シンクタンク・有識者との討論等として、以下のとおりの計 3 回の会合を実施した。また、以下のとおり計 5 回の「Security Dialogue」を実施した。

### 「ヒアリング会合」

●日時、場所：2022年12月13日（金）14時～15時、駐日ミクロネシア連邦大使館

●テーマ：ジョン・フリッツ駐日大使他との意見交換

●出席者：

ジョン・フリッツ ミクロネシア連邦駐日大使

伊藤 剛 JFIR 理事・研究顧問／明治大学教授

菊池 誉名 JFIR 理事・主任研究員 など

●議論／研究内容の概要：

伊藤剛主査および菊池誉名 J F I R 理事が、駐日ミクロネシア連邦大使館を往訪し、ジョン・フリッツ大使他と、太平洋島嶼国と日本の海洋協力などについて意見交換を行った。



### 「日台座談会」

●日時、場所：2022年12月30日（金）10時～12時、台湾日本研究院会議室

●テーマ：台湾のシンクタンク「台湾日本研究院」との意見交換

●出席者：

李 世暉 台湾日本研究院理事長他同研究院理事など

伊藤 剛 JFIR 理事・研究顧問／明治大学教授

●議論／研究内容の概要：

台湾のシンクタンク「台湾日本研究院」と日台座談会を開催し、総勢 26 名の出席者のもと、主に海洋秩序をテーマに、主査の伊藤剛・明治大学教授の基調報告、台湾日本研究院の理事 3 名からの報告に続き、出席者全員で活発な意見交換を行った。



「JFIR—DAV ラウンドテーブルミーティング」



●日時、場所：2023年3月14日（火）9:00～11:00、日本国際フォーラム会議室およびオンライン（ZOOM）

●共催：日本国際フォーラム（JFIR）、ベトナム外交学院（DAV）

●テーマ：ベトナム外交学院と海洋に関する意見交換

●出席者：

【日本国際フォーラム（JFIR）】

伊藤 剛 JFIR 理事・上席研究員/明治大学教授

佐藤 考一 桜美林大学教授

小森 雄太 笹川平和財団海洋政策研究所研究員

菊池 誉名 JFIR 理事・主任研究員 他数名

【ベトナム外交学院（DAV）】

Pham Lan Dung, Acting President of the Diplomatic Academy of Viet Nam (DAV)

Nguyen Thi Lan Anh, Director General of the East Sea Institute, DAV

Dang Dinh Quy, Former Vice Minister of MOFA, Senior Advisor, DAV

Le Bich Ngoc, Researcher, DAV

Nguyen Thai Giang, Researcher of the East Sea Institute, DAV

Hoang Thanh Thao, Researcher of the East Sea Institute, DAV

●プログラム：

開会

報告：佐藤 考一 桜美林大学教授

報告：Nguyen Thi Lan Anh, Director General of the East Sea Institute, DAV

全体討議

●議論／研究内容の概要：

日本側、ベトナム側双方から、南シナ海情勢、海洋秩序などに関する視点について報告が行われ、その後全体で意見交換を行った。特にベトナム側からは、COC は国際法に則したものにすべきであること、南シナ海問題について日本への期待が大きいこと、などについて意見が出された。

### 「Security Dialogue」

本事業においては、国内のみならず、海外の有識者や外交関係者に最新の研究成果を報告するとともに意見交換を行い、またそれによって有益なフィードバックを受けることが重要である。そのような観点から、在京大使館関係者を対象に、「Security Dialogue」と題する対面による意見交換会を、以下のとおり計5回実施した。

#### 第1回「Security Dialogue」

- 日時、場所 2022年5月21日、16時15分～17時45分、都内にて対面
- 議題：伊藤剛 JFIR 理事・上席研究員／明治大学教授による報告、自由討議
- 参加者：伊藤剛 JFIR 理事・上席研究員／明治大学教授の他、複数の駐日大使館員など18名
- 議論／研究内容の概要：伊藤剛 JFIR 理事・上席研究員／明治大学教授より「南シナ海情勢をどうみるか」をテーマに報告がなされ、その後、自由討論が行われた。

#### 第2回「Security Dialogue」

- 日時、場所 2022年6月29日、17時30分～19時、都内にて対面
- 議題：伊豆見元・静岡県立大学教授による報告、自由討議
- 参加者：伊藤剛 JFIR 理事・上席研究員／明治大学教授の他、複数の駐日大使館員など20名
- 議論／研究内容の概要：一部の参加者より「北朝鮮を取り巻く軍事情勢をどうみるか」をテーマに報告がなされ、その後、自由討論が行われた。

#### 第3回「Security Dialogue」

- 日時、場所 2022年7月27日、17時30分～19時、都内にて対面
- 議題：参加者による報告、意見交換など
- 参加者：伊藤剛 JFIR 理事・上席研究員／明治大学教授の他、複数の駐日大使館員など16名
- 議論／研究内容の概要：一部の参加者より北極海の最新状況について報告がなされ、その後、全体で協議が行われた。

#### 第4回「Security Dialogue」

- 日時、場所 2022年9月14日、16時～19時30分、都内にて対面
- 議題：参加者による報告、意見交換など
- 参加者：伊藤剛 JFIR 理事・上席研究員／明治大学教授の他、複数の駐日大使館員など20名

●議論／研究内容の概要：一部の参加者よりペロシ訪台後の台湾をめぐる安全保障および日本の役割について報告がなされ、その後、全体で協議が行われた。

## 第5回「Security Dialogue」

●日時、場所 2022年12月8日、17時30分～19時30分、都内にて対面

●議題：参加者による報告、意見交換など

●参加者：伊藤剛 JFIR 理事・上席研究員／明治大学教授の他、複数の駐日大使館員、在日米軍関係者など20名

●議論／研究内容の概要：菊池誉名 JFIR 理事・主任研究員および伊藤剛 JFIR 理事・上席研究員より「海洋におけるグレーゾーン事態への対処」をテーマに報告がなされ、その後全体で協議が行われた。

## 【海外研究機関主催会合への派遣・参加】

本事業においては、伊藤剛主査を台湾、ハワイ、オーストラリアへ派遣し、台湾で4回、ハワイで9回、オーストラリアで9回、それぞれ現地研究機関によるセミナーへの登壇やヒアリング会合などを実施した。

## 【コメンタリー（論考）の執筆・発表】

本事業では、3年にわたる調査・研究によって得られた知見を踏まえて、研究メンバーにより以下計10本のコメンタリー（論考）を執筆し、ホームページにて公開するとともに、メールマガジンなどでも配信した。さらにそれらを英訳して、英語ホームページの特設ページ（<https://www.jfir.or.jp/en/studygroup/sg0/>）や英語メールマガジンなどでも配信し、国民の外交・安全保障問題に関する理解増進とともに、日本の主張の世界への積極的発信と国際世論形成への参画に寄与した。

●「東アジア海域におけるブルーエコノミーと海洋秩序形成」

渡邊 敦 笹川平和財団海洋政策研究所上席研究員

[https://www.jfir.or.jp/studygroup\\_article/9553/](https://www.jfir.or.jp/studygroup_article/9553/)

●「持続可能な海洋政策のための多中心的ガバナンス——日本政府の課題」

西谷 真規子 神戸大学准教授

[https://www.jfir.or.jp/studygroup\\_article/9550/](https://www.jfir.or.jp/studygroup_article/9550/)

●「海洋安全保障再考—相克を超えた総合的な取り組みを目指して—」

小森 雄太 笹川平和財団海洋政策研究所研究員

[https://www.jfir.or.jp/studygroup\\_article/9545/](https://www.jfir.or.jp/studygroup_article/9545/)

●「東シナ海における日本漁業の現状と展望」

佐々木 貴文 北海道大学大学院水産科学研究院准教授

[https://www.jfir.or.jp/studygroup\\_article/9509/](https://www.jfir.or.jp/studygroup_article/9509/)

●「中国海洋戦略の解剖―国内立法と国連海洋法条約の自己中心的解釈による海洋秩序の侵害」  
坂元 茂樹 神戸大学名誉教授  
[https://www.jfir.or.jp/studygroup\\_article/9476/](https://www.jfir.or.jp/studygroup_article/9476/)

●「日本の防衛力の強化のためにいま何が必要か」  
鶴田 順 明治学院大学法学部准教授  
[https://www.jfir.or.jp/studygroup\\_article/9459/](https://www.jfir.or.jp/studygroup_article/9459/)

●「サプライチェーンの強靱化と海運―日本の船舶保有状況―」  
渡辺 紫乃 上智大学教授  
[https://www.jfir.or.jp/studygroup\\_article/9456/](https://www.jfir.or.jp/studygroup_article/9456/)

●「海洋ゴミ問題解決に向けた海洋世論の形成には、食料安全保障のための超学際研究の推進が重要である」  
石川 智士 東海大学海洋学部教授  
[https://www.jfir.or.jp/studygroup\\_article/9449/](https://www.jfir.or.jp/studygroup_article/9449/)

●「西太平洋に進出する中国『沖ノ鳥島』の地理的・戦略的重要性」  
鶴田 順 明治学院大学法学部准教授  
[https://www.jfir.or.jp/studygroup\\_article/9392/](https://www.jfir.or.jp/studygroup_article/9392/)

●「商船の航路からみた海洋『世論』の創生と拡大」  
合田 浩之 東海大学海洋学部海洋理工学科航海学専攻教授  
[https://www.jfir.or.jp/studygroup\\_article/9385/](https://www.jfir.or.jp/studygroup_article/9385/)

## 【政策提言の発表】

これまで国際社会は、中国をはじめとする新興国の積極的な海洋進出などに対して、国際法などの観点から「これはやってはいけない」という違法性を主張することに終始してきた。しかし、それを主張し続けても聞き入れない国はあるわけであり、ではそれにどう対処するのか、短絡的に軍事的アプローチなどの思考に走るのではなく、どの国もルールを守らざるを得ない、つまりルールを守ることにインセンティブがある国際的な海洋世論を創設することを検討することが必要である。以上の問題意識から、本事業では、海洋問題において強制ではなく非強制的（自発的）なルール順守の方法を見出し、多面的に、海洋問題に関する国際的な海洋世論形成を如何に進めるのかについて、その方策を探ろうとした。3年度にわたる本事業の成果として、以下12からなる政策提言をまとめ、発表した。なお本政策提言は、ホームページにて公開するとともに、メールマガジンなどでも配信した。さらにそれらを英訳して、英語ホームページの特設ページや英語メールマガジンなどでも配信し、国民の外交・安全保障問題に関する理解増進とともに、日本の主張の世界への積極的発信と国際世論形成への参画に寄与した。

## 政策提言 海洋秩序構築の多面的展開—海洋『世論』の創成と拡大に向けて—

### 提言1：政府は政策目標の優先順位を明確化し、地域社会への重点的補助金、人材育成、技術強化支援等を通じた戦略的支援の制度を整えるべきである。

第3期海洋基本計画では、水産資源の適切な管理と水産業の成長産業化の両立が謳われているが、両者はかならずしも両立しない目的であり、どちらに重点を置くかで資源配分の方法は異なってくる。持続可能性を無視する外国勢に効果的に対抗し漁場を守れるように、政策目標を明確化して水産業に重点的な協力・支援を行う必要がある。また、排他的経済水域における洋上風力開発においても、漁業者とウィンウィンの関係になるような制度設計を国や地方自治体が行うことが肝要である。沿岸域の総合的管理においても、既に各地で行われている里海づくりを国の重点施策として公的に支援するような法制度化を進めるべきである。

### 提言2：ターゲットを明確化した戦略的な海洋教育、世論喚起を行うべきである。

第3期海洋基本計画の理念の一つとして「海洋に関する施策の推進への国民の理解を得ること」が挙げられ、その具体的方策として、「海の日」の活用、ネットメディアの利活用促進などが挙げられている。しかし、海洋についての一般的な意識向上だけでなく、戦略目標に沿った具体的な重点項目について国民世論を喚起し、コンセンサスを形成していくことが、地域社会や民間の活動を支援するのに必要である。科学者や地域社会、企業などによって推進されている具体的な活動についての教育、世論喚起を行うことで、それらの活動への財源移転を容易にするとともに、全国的な経済社会体制に組み込んでいく活動が重要である。

### 提言3：トリレンマを超越した総合的な海洋安全保障のあり方を模索すべきである。

海洋安全保障はそれのみで成立するものではなく、それが実施される空間的・時間的な環境が安定（＝環境保全）し、経済的な基盤が確立（＝経済発展）することによって、初めて確実な実施が可能となる。また、これらの取り組みはそれぞれが複雑に絡み合っており、個別の解決は難しい状況でもある。そのため、個々の取り組みを深化させるのみならず、これらの課題が三すくみになった状況、即ちトリレンマ問題の解決を総合的あるいは統合的に進め、総合的な海洋安全保障、そしてその先にある総合的な海洋ガバナンスを確立することが求められる。

### 提言4：海洋進出を続ける中国への日本による rule-based order の主張を強化せよ。

2012年9月11日、日本政府は、閣議決定で尖閣諸島の平穏かつ安定的管理のため、魚釣島、北小島、南小島を国有財産化した。あれから10年が経過し、この10年間に尖閣諸島を自国領土と主張する中国は、日本の実効支配を掘り崩すためにますます攻勢を強めている。2022年には、中国海警船による接続水域の入域は336日のほぼ毎日となり、領海侵入は37日になった。この10年で領海侵入の数はほぼ2倍となった。中国国防部は、2021年3月1日、「中国海警船が自国の領海で法執行活動を行うのは正当であり、合法だ。引き続き常態化していく」と発言した。そのような中で、日本として見逃せない変化が領海侵入を続ける中国海警船に生じている。中国海警は、2020年8月以降、尖閣諸島の日本領海で日本漁船を見つけた場合、原則直ちに追尾する方針に変更した。中国は、海警が活動する海域を、国連海洋法条約に違反する、国際法上曖昧な「中国の管轄水域」

(海警法3条)と定め、南シナ海では九段線で、東シナ海では尖閣周辺海域で違法な執行管轄権を行使しようとしている。日本は、海上保安庁による警戒態勢をさらに高めると同時に、国連海洋法条約を遵守するようマルチとバイの交渉で中国に強く求める rule-based order の主張を強める必要がある。

**提言5：海洋の科学的調査を規制する国内法を整備せよ。**

日本にとって重要なことは、沖ノ鳥島周辺の日本のEEZで中国の海洋調査船に自由に調査活動をさせないこと、そのために、日本のEEZでのMSRを日本の法律によって規制すること、当該規制の執行を確保するために沖ノ鳥島周辺海域での哨戒を強化すること、そして、沖ノ鳥島の「島」としての地位を維持するために適切に管理することである。

**提言6：「防衛力の抜本的強化」のための自衛隊法の改正をすべきである。**

日本の安全保障のために海上保安庁などによる法執行活動を適切に位置づけ、そのうえで、いわゆるグレーゾーン事態に「切れ目なく」適切かつ実効的に対処できるようにする必要がある。日本に対する「外部からの組織的かつ計画的な武力の行使」に至らない権利侵害行為に自衛隊による「防衛力」で確実に対処できるようにすべきである。具体的には、自衛隊法を改正して、あるいは新たな法律を制定して、自衛隊が外国勢力による「外部からの組織的かつ計画的な武力の行使」に至らない権利侵害行為を中止できるように、現在の自衛隊法76条1項に防衛出動に関する規定とそのこれまでの解釈は維持しつつ、自衛隊の新たな活動として「領土保全侵害排除行動」を創設すべきである。グレーゾーン事態に切れ目なく対処するために、自衛隊法76条1項の防衛出動の発令要件の解釈を政府内で変更するという方法もありうるが、日本の安全保障の危機的な事態への対処のあり方という国民にとって重要な事項に関することであり、国民の代表者が集う国会による審議をふまえて、民主的正当性が担保された方法で、すなわち、自衛隊法の改正あるいは新規立法を行うことが望ましい。

**提言7：海上輸送の安定的な確保のための取り組みを強化すべきである。**

日本の経済安全保障の強化やサプライチェーンの強靱化のためには、エネルギー資源や食料、戦略物資などの安定供給だけでなく、その主要な輸送手段である海上輸送の安定的な確保が極めて重要である。万一危機が起きた場合に、日本の海上輸送への影響が極力小さくすむよう、日本国籍船の隻数や船腹量の増加など、海上輸送における対外依存度の低下のための取り組みを平時から行うべきである。

**提言8：日本の国際クルーズ客船運航会社に、その運航船舶の航海計画策定にあたり、日本人乗客が海洋問題をまのあたりにする海域を通る航路を選択するように、日本政府は依頼すべきである。**

日本は、海洋に関する「日本（政府）」の発言力を、諸外国政府、また国際機関の内部に対して、さらに諸外国政府の背後に存在する諸国民に対して「強めていく」ために、日本の法律で設立された法人が運航し、その乗客の殆どが日本人であり、船も日本籍船である日本の船会社が運航する国際クルーズ客船において、船の航海予定に、日本政府が懸案としている海域、例えば日本の遠隔離島を遠望するといったようなことが可能な航海を依頼するべきであろう。例えば、郵船クルーズ株式会社所属・運航の「飛鳥II」は、2014年の世界一周クルーズの帰途、沖ノ鳥島沖を航行、船客が沖ノ鳥島を遠望している。

**提言 9：日本政府として、便宜置籍国とともに海洋面で理想を共有するパートナーとして関係を構築すべきである。**

日本の海運会社が船籍登録先として選ぶ国々は、日本政府の遂行する外交という観点で、パートナーになり得る国々なのか、そうではないのか、といった考察がなされてもいいのではないか。例えば、マーシャル諸島は、国防と外交について米国と国家連合の枠組みを構築しており、外交の観点から日本のパートナーになり得る要素がある。シンガポールは、EPA を締結し、国際通商では既に深い関係にある。また、民間レベルでも日本の海運会社は、船籍国としての活用のみならず、蒐貨営業上の地域本社・運航管理部門の本店機能を擁する現地法人・船舶管理を業とする現地法人の設立国としても活用している国でもある。パナマは、パナマ運河のホスト国・利用国という点での対話は、既に積み重ねられている。リベリアとは、一般財団法人日本海事協会 が 2011 年 10 月 3 日に、船舶技術面で戦略的提携協定を締結して現在に至っている。

**提言 10：水産資源の持続的利用を踏まえた海洋ゴミ問題解決のための科学データの蓄積とその利用にむけた超学際的な協力の仕組みを構築せよ。**

海洋プラスチックゴミ問題は、間違いなく世界で取り組まなければ解決しない大きな問題である。この問題を解決するためには、多くの人の関心を集め続け、長期にわたる努力が求められる。このためにも、世界の注目を集めている今、十分な調査体制と科学的データの蓄積とその利用体制の確立し、常に新しい情報を発信し続ける必要がある。また、海洋ゴミ問題の解決が個人と社会に利益となる仕組みも考える必要があろう。このためには、調査や分析が単に研究者や行政が行う作業ではなく、様々な人（ステークホルダー）がかかわる超学際的な活動として認識されることが重用である。ごみ処理が単なる経済活動の後始末ではなく、新たな産業となる仕組みとそれを支える科学と技術の共有（規格化）を期待したい。

**提言 11：日本はブルーカーボンをはじめ様々なブルーエコノミー推進に資する取組を、敏捷（アジャイル）な形で進展させることで、技術や知見をガラパゴス化せずに、迅速な普及や国際ルール形成に貢献せよ。**

国際的に注目が高まるブルーエコノミーは、東アジア海域の国々でも重要な施策や国際協力のテーマとして議論される機会が増えて来た。日本はブルーカーボンをはじめ様々なブルーエコノミー推進に資する取組を、敏捷（アジャイル）な形で進展させることで、技術や知見をガラパゴス化せずに、迅速な普及や国際ルール形成に貢献することが必要であろう。東アジア海域は、地政学的な安全保障や貿易、エネルギー、食料問題など、様々な政策対話上のアジェンダが山積しているが、その中に常にブルーエコノミーを位置づける努力とその中身作りが、今後の日本に益々求められるのではないだろうか。

**提言 12：食料安全保障や国土保全に果たしている日本漁業の公共性を再認識すると共に、海洋秩序の多面的展開の推進に漁業を位置づけた取り組みを構築せよ。**

日本の沖合漁業や遠洋漁業は、現在でも海面漁業生産量の 5 割以上を占める重要な食料供給源となっており、この「国境産業」でもある漁船漁業をいかに維持していくかは、安全保障上、閉却しえない課題となっている。しかし、中国やロシアといった「漁業大国」が日本近海での勢力を維持、または拡大させようとしている中で、日本漁船団は操業環境を悪化させている。新「日中漁業協定」や「日台民間漁業取決め」などに関する、二国間漁業交渉の影響も小さくない。

漁場が狭隘化したことで、東シナ海では日本の主力である底びき網漁業やまき網漁業が漁獲量の減少などで影響を受け続けている。尖閣諸島周辺での台湾漁船団による漁獲圧力も高位で推移している。

現今の日本漁業には、こうした外交的要因を含んだ外部環境の悪化を引き受ける余力は十分ではなく、また「国連海洋法条約」時代にあつては、排他的経済水域といった漁場の安定確保は国家の使命ともなっている。一方で、日本漁業は縮小を続けてきたことで、漁業者の発する声も国民や政治に届きにくくなっており、その使命を問う声もあまり聞かれなくなっている。

こうした中で「海洋『世論』の創生と拡大」は不可欠であり、漁業についていえば、その高い公共性を再評価できる環境を整えていくことが必要になっている。具体的には、（１）日本漁業は国民に不可欠な食料を供給する安全保障上、重要な産業であることへの確かな認識であり、（２）周縁の海で、すなわち島国である日本においては「国境」で産業を維持する、他で代替しがたい役割も果たしていることに対する国民の理解と共感である。また、（３）漁村と一体となってわが国の長大な沿岸域や、数々の離島の保全にも貢献していることへの適正な評価も求められる。今、「海洋秩序の多面的展開」を支えている日本漁業を存続させていくには、かかる公共性に対する国民の理解と共感を創生していく方策の構築が待たれている。

## 【Policy Report の発表】

本事業では、前述の各メンバーが執筆した「コメンタリー」や政策提言を収録した『JFIR Policy Report 海洋秩序構築の多面的展開—海洋『世論』の創成と拡大に向けて—』を刊行しホームページで公開するなどした。このように、本事業の詳細を積極的に公開することで、国民の外交・安全保障問題に関する理解増進とともに、日本の主張の世界への積極的発信と国際世論形成への参画に寄与した。



## 2. 機動的かつタイムリーな国内外への発信

本事業では、その成果を広く公開するために、公開のシンポジウムである「JFIR 国際シンポジウム：アジアにおける海洋秩序構築の多面的展開」を開催した。本シンポジウムは、過去3年にわたる本事業の成果を踏まえながら、日本、中国、オーストラリア、フィリピン、インドネシアからなる海洋国際法、国際政治、海洋環境などの専門家をパネリストに、国際社会、特にアジアにおいて、自由で開かれた海洋秩序、また持続可能な海洋秩序をどのように形成することができるのかについて議論を行った。本シンポジウムにより、諸外国シンクタンク・有識者との連携を強化するとともに、日本の主張・視点の国際社会への発信が機動的・タイムリーかつ積極的に行い、また国民の外交・安全保障に関する理解増進に取り組んだ。

さらに日本の主張・視点の国際社会への発信が機動的・タイムリーかつ積極的に行い、また国民の外交・安全保障に関する理解増進に取り組むために、「日本語、英語ウェブサイトでの発信」、「日英メールマガジンによる発信」、「インターネット、SNS等による各種イベント開催の告知」、なども実施した。それらの内容は以下のとおりである。

### 【JFIR 国際シンポジウム「アジアにおける海洋秩序構築の多面的展開」の開催】



- 日時、場所：2023年3月22日(水) 13:00～16:15、オンライン(ZOOM)
- テーマ：アジアにおける海洋秩序構築の多面的展開
- プログラム：
  - 13:00-13:10 開会
  - 13:10-14:30 セッション1「アジアにおける自由で開かれた海洋秩序形成に向けて」
    - 基調報告A (10分) 山田 吉彦 東海大学教授(日本)
    - 基調報告B (10分) 金 永明 中国海洋大学教授(中国)
    - 基調報告C (10分) 鶴田 順 明治学院大学准教授(日本)
    - 基調報告D (10分) Thomas Wilkins シドニー大学准教授  
/オーストラリア戦略政策研究所主任研究員(豪州)
  - 意見交換(Q&A)(40分)
  - 14:30-14:40 休憩
  - 14:40-16:00 セッション2「アジアにおける持続可能な海洋秩序形成に向けて」
    - 基調報告A (10分) 渡邊 敦 笹川平和財団海洋政策研究所上席研究員(日本)
    - 基調報告B (10分) Michelle PALUMBARIT フィリピン大学准教授(フィリピン)
    - 基調報告C (10分) 木下 健 東京大学名誉教授(日本)
    - 基調報告D (10分) Evi FITRIANI インドネシア大学教授(インドネシア)
  - 意見交換(Q&A)(40分)
  - 16:00-16:15 総括 伊藤 剛 JFIR 上席研究員/明治大学教授
- 参加者：60名
- 議論/研究内容の概要：

本シンポジウムでは、中国、ASEAN、豪州、日本等から、海洋をめぐる国際政治、国際海洋法、海洋環境などを専門にする研究者をパネリストにお招きし、国際社会、特にアジアにおいて、自由で開かれた海洋秩序、また持続可能な海洋秩序、をどのように形成できるのか、また国際協力をどのように進めることができるのかについて徹底討論した。

## 【日本語、英語ホームページによる事業成果の公開・発信】

本事業の活動成果を国内外に広く無料発信すべく、当方のウェブサイト（<https://www.jfir.or.jp>）上に特設ページ「海洋秩序の多面的展開—海洋『世論』の創成と拡大」（<https://www.jfir.or.jp/studygroup/sg2/>）を開設している。



本特設ページでは、冒頭で事業の目的を端的に説明し、以降「メンバー構成」、「本研究会の紹介」、「コメンタリー」、「活動日誌」、「研究会報告」などの項目に分けて事業成果が掲載している。「メンバー構成」では、事業にかかわる体制をわかりやすく掲載している。「コメンタリー」では、これまで各メンバーが執筆したコメンタリー（論考）を日付、タイトルなどとともに一覧にして掲載し、それぞれの論考をスムーズに閲覧できるようにしている。「活動日誌」および「報告」では、事業で実施した研究会合、セミナー、シンポジウムなどの主な活動を時系列に写真付きで一覧にし、さらにそれら会合で発表された講演内容やプレゼン資料などを掲載している。ほかに研究メンバーによって執筆された「コメンタリー」（論考）は、日本語だけでなく、英語版も作成し、それらは英語ホームページの本事業特設ページ（<https://www.jfir.or.jp/en/studygroup/sg0/>）で公開している。





## 【各種イベント開催の告知】

当方ウェブサイトのトップページには時間差で自動変更・回転するバナー機能が設置されており、各セミナーやシンポジウム開催の際にはタイムリーに当該バナーを利用し、複数の開催告知を同時に行っている。なお、告知バナーをクリックすれば申し込みフォームに飛び、イベント参加の登録ができるようになっている。当該告知バナーの例は、次のとおり。



また、公開のセミナー・シンポジウムなどは、すべて当フォーラム日英ホームページ、日英メールマガジンで告知した他、アジア政経学会ホームページ、国際安全保障学会や国連フォーラムなどのメーリングリストにより配信された。こうした活動、特に英語での告知によって、英語圏からも多数の参加者が参加し、かつこれまで当方の会合には参加していなかった新たな参加者が加わるなどしており、今後の当方の活動成果をさらに国内外に広めることができた。

## 【SNS による事業の告知・事業成果の公開・発信】

本事業の一環として開催する各種イベントの告知や事業成果の公開にあたっては、当方ウェブサイトだけでなく、SNS 媒体を活用し、Facebook 上で積極的、かつタイムリーに発信している。



## 【若手研究者による国際的発信】

本事業では、若手研究者の育成にも尽力している。前述の在京大使館関係者を対象にした「Security Dialogue」において、複数の若手研究者が登壇、報告などを行い、参加した若手研究者の英語による発信強化に努めることができた。

### 3-2 事業の実施状況・成果の定量的概要

#### 【調査】

- ・情報収集・調査実施回数：20回

#### 【会議】

- ・研究会の実施数：10回
- ・シンポジウム／セミナー／ワークショップ等の主催・共催数：3回
- ・他団体主催のシンポジウム／セミナー／ワークショップ等への参加数：8回

#### 【情報発信】

- ・インタビューや報道発表の実施数：17回
- ・論文やコメントリーの発出数：20回
- ・政策提言を含む報告書の発出数：1回
- ・学術誌の発行：4回

※ 主要なものにつき、審査委員や政府関係者などが閲覧できるよう URL（未発表のものは概要）を記載。また、上記以外の情報発信（メールマガジン配信、ウェビナー動画の発信など、独自に実施している情報発信）も該当があれば記載すること。

#### ●JFIR ホームページ

（日本語）<https://www.jfir.or.jp/>

（英語）<https://www.jfir.or.jp/en/>

#### ●本事業特設ページ

（日本語）<https://www.jfir.or.jp/studygroup/sg3/>

（英語）<https://www.jfir.or.jp/en/studygroup/sg0/>

#### ●コメントリー

「東アジア海域におけるブルーエコノミーと海洋秩序形成」

渡邊 敦 笹川平和財団海洋政策研究所上席研究員

[https://www.jfir.or.jp/studygroup\\_article/9553/](https://www.jfir.or.jp/studygroup_article/9553/)

「持続可能な海洋政策のための多中心的ガバナンス——日本政府の課題」

西谷 真規子 神戸大学准教授

[https://www.jfir.or.jp/studygroup\\_article/9550/](https://www.jfir.or.jp/studygroup_article/9550/)

「海洋安全保障再考—相克を超えた総合的な取り組みを目指して—」

小森 雄太 笹川平和財団海洋政策研究所研究員

[https://www.jfir.or.jp/studygroup\\_article/9545/](https://www.jfir.or.jp/studygroup_article/9545/)

「東シナ海における日本漁業の現状と展望」

佐々木 貴文 北海道大学大学院水産科学研究院准教授

[https://www.jfir.or.jp/studygroup\\_article/9509/](https://www.jfir.or.jp/studygroup_article/9509/)

「中国海洋戦略の解剖—国内立法と国連海洋法条約の自己中心的解釈による海洋秩序の侵害」

坂元 茂樹 神戸大学名誉教授

[https://www.jfir.or.jp/studygroup\\_article/9476/](https://www.jfir.or.jp/studygroup_article/9476/)

「日本の防衛力の強化のためにいま何が必要か」

鶴田 順 明治学院大学法学部准教授

[https://www.jfir.or.jp/studygroup\\_article/9459/](https://www.jfir.or.jp/studygroup_article/9459/)

「サプライチェーンの強靱化と海運—日本の船舶保有状況—」

渡辺 紫乃 上智大学教授

[https://www.jfir.or.jp/studygroup\\_article/9456/](https://www.jfir.or.jp/studygroup_article/9456/)

「海洋ゴミ問題解決に向けた海洋世論の形成には、食料安全保障のための超学際研究の推進が重要である」

石川 智士 東海大学海洋学部教授

[https://www.jfir.or.jp/studygroup\\_article/9449/](https://www.jfir.or.jp/studygroup_article/9449/)

「西太平洋に進出する中国『沖ノ鳥島』の地理的・戦略的重要性」

鶴田 順 明治学院大学法学部准教授

[https://www.jfir.or.jp/studygroup\\_article/9392/](https://www.jfir.or.jp/studygroup_article/9392/)

「商船の航路からみた海洋『世論』の創生と拡大」

合田 浩之 東海大学海洋学部海洋理工学科航海学専攻教授

[https://www.jfir.or.jp/studygroup\\_article/9385/](https://www.jfir.or.jp/studygroup_article/9385/)

- 『日本国際フォーラム会報』

[https://www.jfir.or.jp/jp/mailmagazine/#newsletter\\_anchor](https://www.jfir.or.jp/jp/mailmagazine/#newsletter_anchor)

- メルマガ日本国際フォーラム

[https://www.jfir.or.jp/jp/mailmagazine/#magazine\\_anchor](https://www.jfir.or.jp/jp/mailmagazine/#magazine_anchor)

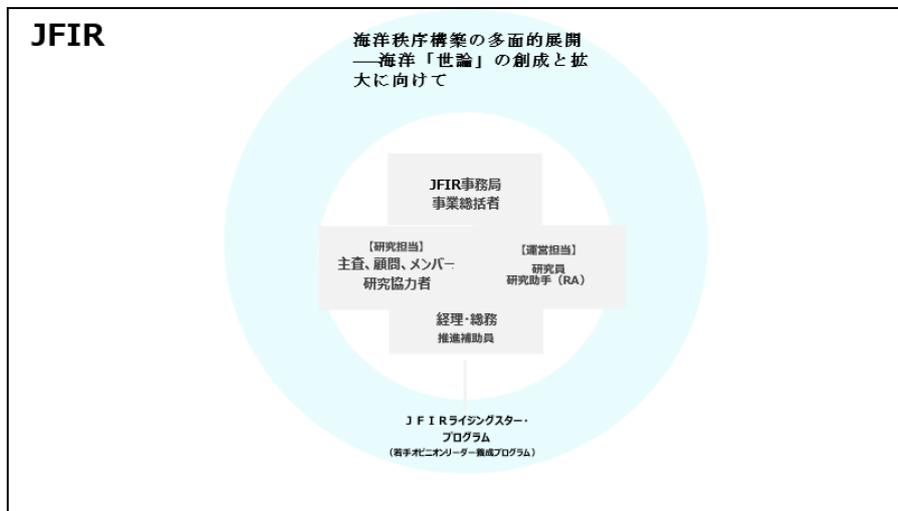
- JFIR E Letter

[https://www.jfir.or.jp/en/mailmagazine/#e\\_letter](https://www.jfir.or.jp/en/mailmagazine/#e_letter)

#### 4-1 事業実施体制

- ・事業を実施するための人的体制、それぞれの役割分担等を記載のこと。
  - ・必要に応じ、それぞれの経験、能力等を示す資料を別添可。
  - ・若手、女性研究者、地方在住の研究者にカウントしている場合はそれを分かるようにすること。
- (※) 年齢・性別は評価の際の参考情報として記載するものであり、対外公表はしない。

#### 1 組織図（自由書式）



#### 2 メンバー詳細

事業総括、グループリーダー、研究担当、渉外担当、経理担当等の別	氏名	所属機関・部局・職	役割
事業総括者	渡辺 まゆ	日本国際フォーラム理事長	事業全体の総括
主査	伊藤 剛	明治大学政治経済学部教授	研究全体の総括
研究顧問	坂元 茂樹	同志社大学教授	研究への助言
研究担当（メンバー）	石川 智士	東海大学教授	海洋開発／環境問題

研究担当（メンバー）	合田 浩之	東海大学教授	海運、海洋ビジネス等
研究担当（メンバー）	小森 雄太	笹川平和財団海洋政策研究所研究員	海洋問題全般
研究担当（メンバー）	手賀 裕輔	二松学舎大学准教授	東アジア国際関係
研究担当（メンバー）	西谷真規子	神戸大学教授	国際世論
研究担当（メンバー）	山田 吉彦	東海大学教授	海洋問題全般
研究担当（メンバー）	渡邊 敦	笹川平和財団海洋政策研究所研究員	海洋環境
研究担当（メンバー）	渡辺 紫乃	上智大学教授	中国政治
研究担当（研究協力）	鶴田 順	明治学院大学准教授	海洋国際法、海洋環境
研究担当（研究協力）	佐々木 貴文	北海道大学准教授	漁業問題全般
運営担当	伊藤 和歌子	日本国際フォーラム理事・上席研究員	事業の推進
運営担当	菊池 誉名	日本国際フォーラム理事・主任研究員	事業の推進
運営担当	高畑 洋平	日本国際フォーラム上席	事業の推進
運営担当	大矢 実	日本国際フォーラム研究員	事業の推進
運営担当	伊藤 将憲	日本国際フォーラム事務局長	事業の推進

#### 4-2 事業実施体制の定量的概要

研究者数合計 12 名

うち若手 (※) 研究者数 7 名 (全体の 58%)

うち女性研究者数 2 名 (全体の 17%)

うち地方在住の研究者数 7 名 (全体の 58%)